

第 10 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和 2 年 5 月 8 日）

1. 本部長あいさつ

本日 14 時から県と 20 市町のテレビ会議があり、出口戦略に言及、新たなフェーズに入った。今後、どうやって日常に戻るか、緊張感を持ちながら対応願いたい。

2. 議事

(1) 教育委員会所管施設の対応について

- ・小・中学校 5 月 25 日から再開（学校給食も同様）

それまでは、週 2 回登校日（5/12(火)、15(金)、22 日(金)）半日

- ・体育施設

屋内、屋外ともに 5/11(月)から再開

ただし、伊方スポーツセンタートレーニングルーム、伊方武道館、町見武道館は当分の間利用停止。学校グラウンドは休校中は利用停止。

- ・社会教育施設

各公民館、町見郷土館、生涯学習センター、図書館は 5/11(月)から再開

児遊館は、休校中は「学童クラブ」以外の使用は認めない。

(2) 愛媛県の対応を受けた町の対応について

- ・各施設について

亀ヶ池温泉 5/11(月)から通常営業

瀬戸アグリトピア 5/11(月)から再開

公園 5/7(木)から開場

伊方浄化センター横多目的広場 5/11(月)から開場

港湾施設 自粛の看板設置について 5/10(日)までは現状で、5/11(月)から文言を変えて設置予定→町内施設に統一した掲示とする

- ・総務課提案

① イベント自粛が緩和されたことに伴う町内の対応

- ・参加者が 50 人未満までの規模のイベントは、感染拡大防止対策を徹底したうえで実施を可能とする。

② 県外出張の自粛から感染拡大地域（特別警戒都道府県）への出張自粛に緩和の対応

- ・引き続き県外出張は行わないこととし、やむをえず県外へ出張した場合は、2 週間の自宅待機を命じて健康観察を行うこととする。
- ・感染拡大地域（特別警戒都道府県）への出張は許可しない。
- ・私事旅行については、引き続き事前に届け出を行い、県外出張と同様に取り扱

う。

③庁舎内で行う会議等の実施方法について

- ・総合窓口設置に伴い、事務所内への一般客の立ち入りは出来るだけ控えていただくように、1階の総合受付または6階のオープンスペースで対応するように努める。
- ・事務所通路の受付カウンターや打ち合わせテーブルは使用しない。
- ・少人数での打ち合わせは、6階オープンスペースを利用する。
- ・会議開催は、3階会議室または6階会議室で行い、3密回避の対策を実施する。
- ・50人以上の会議は実施しない。
- ・県外在住者は、庁舎内への立ち入りを控えていただく。
- ・2週間以内に県外へ旅行した町民等は、庁舎内への立ち入りを控えていただく。

④「感染拡大を予防する新しい生活様式の普及」について

- ・国の専門家会議からの提言により、今後、テレワーク、時差出勤、テレビ会議など接触機会を削減するための対策に取り組み、新しい生活様式の普及に取り組んでいくこととした。

(その他)

- ・庁舎1階に設置する総合窓口は、5月末時点での特別定額給付金の申請状況や、来客対応の状況を踏まえ、見直し等を検討することとしている。

3.情報共有

- ・総合政策課 定額給付金について
5/11(月)申請書郵送 5/12(火)受付開始
- ・産業課 (観光商工担当)
国の持続化給付金の対象とならない方を対象に「応援給付金」を創設
- ・教育委員会 学業支援金の給付を決定

4.その他

- ・産業課 (観光商工)
きなはいや伊方まつり、瀬戸の花嫁まつりは今月実行委員会で開催の判断
- ・教育委員会
株式会社エスピーイノベーション(伊方町出身)から小中学生用にマスクを3,000枚寄付。一人当たり6枚配布予定。
- ・保健センター
各種検診について、3密を回避できる会場を各地域1か所設定し、地区ごとに参集する方法を考えている。地域巡回バスの利用も考慮し、実施できる方法を検討する。